

議案第12号

利根町健康増進等複合施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

利根町健康増進等複合施設条例の一部を改正する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月3日提出

利根町長 山崎 誠一郎

(提案理由)

龍ヶ崎市と締結している「公の施設相互利用に関する協定書」における相互に利用できる施設に、利根町健康増進等複合施設が追加されることに伴い、龍ヶ崎市民に対しても町民同様の取扱いとするため提案する。

利根町健康増進等複合施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

利根町健康増進等複合施設条例の一部を改正する条例（令和7年利根町条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第7条関係） (略)	別表（第7条関係） (略)
備考 1 (略) 2 町外者 <u>（龍ヶ崎市民を除く。以下同じ。）</u> 及び町外者の割合が5割を超える団体の使用料は5割増しの額とする。 3 (略) 4 (略) 5 (略)	備考 1 (略) 2 町外者 _____ 及び町外者の割合が5割を超える団体の使用料は5割増しの額とする。 3 (略) 4 (略) 5 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。